

保健福祉だより

7月

年金コーナー

老齢基礎年金の
繰り上げ請求は
よく考えて

に加入すると、その間、老
齢基礎年金の金額が支給停
止になります。

年金を受けている人が
亡くなつたときは速やかに
届出しましょう

この場合、年金受けとりが
早くなりますが、次の不利益
が発生する場合があります。
これを繰り上げ請求とい
ます。

請求した年齢に応じ、受給
額が減額され、生涯減額さ
れた年金が支給されます。

①請求した年齢に応じ、受給
額が減額され、生涯減額さ
れた年金が支給されます。

②万一、障害を持たれた場合
でも、原則として障害基礎
年金を受けられます。

③繰り上げ請求を行つてから
65歳までの間、老齢厚生年
金の支給が停止します。

④遺族厚生年金を受ける権利
が発生しても、65歳までは
どちらか一方しか受けられ
ません。

⑤寡婦年金を受けることがで
きなくなります。

⑥65歳前に就職し、厚生年金
金を受けとられる際は、
減額率及び増額率は別表の
とおりです。

十分に検討されたうえでご請
求ください。

年金を受けとられる際は、
減額率及び増額率は別表の
とおりです。

なお、繰り上げ請求とは逆
に、66歳以降に受けとり開始
することを繰り下げ請求とい
い、開始した年齢に応じて、
支給額が増額されます。

この場合、後日過払いにな
った年金額について、遺族の
方からお返しいただくことな
ります。

この場合、後日過払いにな
った年金額について、遺族の
方からお返しいただくことな
ります。

年金を受けている方が亡く
なられた場合、年金に関する
死亡の届出が必要です。

もし届出をしないと、受け
取る権利がなくなつたにもか
かわらず、引き続き支給され
ます。

日曜	事業名	対象	会場
5水(後遺症者の集い)	6木母親学級	妊娠届をスマサラされた方	脳卒中及びその他後遺症者
6木	7月	7月31日生まれ	H9年4月1日
7月	8月	H9年4月1日	7月31日生まれ
14金	18火	午後1時30分から	午前9時30分から
17月	19水	午後1時30分から	午前9時45分から
25木	26水	午後1時30分から	午前9時30分から
27木	26水	午後1時30分から	午前9時30分から

保健福祉センター

●犬の引き取り日 6日(木)

●取り締まり日 7日(金)、21日(金)

児童手当「現況届」をお忘れなく

児童手当の支給を受けていた人及び、今回の法律改正により支給を受けられる方について、6月中旬に書類をお送りします。

対象となる方は、0歳から6歳までの就学前のお子さんをお持ちの方及び、0～3歳と4～6歳の扶養親族等の数による所得制限限度額表

老人扶養親族がある場合には、1人につき6万円を加算する。

児童手当の支給を重複してお持ちは6月30日(金)まで、4～6歳のお子さんだけの方は7月31日(月)までに提出してください。

なお、支給対象者は別表2の所得制限があります。

児童手当の振込み先は、次第に提出して下さい。

この届出を提出されないと6月以後の支給が受けられないのでありますので、忘れずに提出してください。

書類の提出期限については0～3歳のお子さんをお持ちの方及び、0～3歳と4～6歳の扶養親族等の数による所得制限限度額表

住民係までご相談ください。

JA越後中央月潟支店

・卷信用組合月潟支店

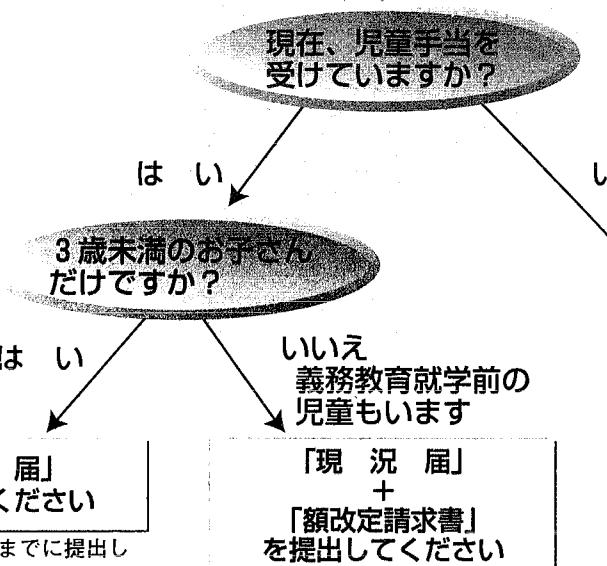
・JA越後中央月潟支店

※いずれの場合も、年金加入証明書が必要です。併せて提出をお願いします。
(国民年金加入者は除きます)

「認定請求書」
を提出してください

「現況届」
+
「額改定請求書」
を提出してください

別表1



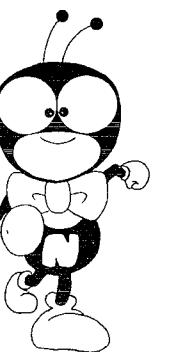
別表2

平成12年度児童手当所得制限度額表		
扶養親族等の数	所得制限限度額(単位:万円)	
児童手当	特例給付	
0人	170	361
1人	208	399
2人	246	437
3人	284	475
4人	322	513
5人	360	551

老人扶養親族がある場合には、1人につき6万円を加算する。

繰り上げ	繰り下げ
繰上げ請求年齢 減額される率	繰下げ申出年齢 増額される率
60歳 42%	66歳 12%
61 35	67 26
62 28	68 43
63 20	69 64
64 11	70歳以上 88

繰り上げ	繰り下げ
繰上げ請求年齢 減額される率	繰下げ申出年齢 増額される率
60歳 42%	66歳 12%
61 35	67 26
62 28	68 43
63 20	69 64
64 11	70歳以上 88



住民票等の 休日交付について

村では、平日仕事などで役場に来られない方のために、事前に連絡をいただくと、休日でも住民票等を交付しています。

交付できるものは、住民票と印鑑証明に限りますが、役場の開庁時間内(午前8時30分から午後5時15分)に電話などであらかじめ連絡をいたしました場合のみ、土曜・日曜・祝祭日でも交付します。

詳しいことは、住民課住民係におたずねください。

しかし、大変残念なことに洗浄されていないものが多く、その6割が燃えるごみとして処理されています。お手数でも必ず洗浄されようお願いします。

*7月から「プラスチック製容器の収集回数が3回